

米軍犯罪不起訴の割超す 昨年

平和委が資料入手

国内で2022年に発

生した米軍関係者（米兵、雇員、家族）による一般刑法犯（過失運転致死傷などを除く）の起訴率は9・6%となりで

9割超が不起訴になつてゐることが、日本平和委員会が入手した資料で明らかになりました。同委によると起訴率10%割れは01年以降で初めて。

近年の全国の一般刑法犯の起訴率は30%台後半で推移しており、これと比べると3分の1以下です。米軍関係者「優遇」

の実態が改めて浮き彫りになりました。

同資料は法務省が開示

した「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」によると、米軍関係者過失致死傷、脅迫、詐欺による

強制わいせり、強制性

侵入も11件中1件など

ではない「自動車による

による一般刑法犯は、起訴10件に対し、不起訴は94件に上りました。

訴10件に対し、不起訴は94件に上りました。一般的な起訴率は29件中1件だけ、住居

などはすべて不起訴になりました。窃盗での起訴は29件中1件だけ、住居

は、日米地位協定と日米密約があります。協定17条は、米軍関係者の事件が「公務中」の場合は米側が、「公務外」では日本

側がそれぞれ第一次裁判権を行使できると明記しています。しかし、日本

※「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」より

※米側が第1次裁判権を有するものを除く

『治外法権』による優遇鮮明

米軍関係者による犯罪の起訴率が低い背景には、日米地位協定と日米密約があります。協定17条は、米軍関係者の事件が「公務中」の場合は米側が、「公務外」では日本側がそれぞれ第一次裁判権を行使できると明記しています。しかし、日本政府は、1953年に日本米合同委員会で結んだ密約で、「実質的に重要である」と看えられる事件」以外は裁判権行使しないと約束しています。今回明らかになった起訴率の実態は、この密約が今なお効力を持つ続けていることを裏付けています。